

H24年6月 横浜特別自治市大綱素案（骨子） 横浜市	
H24年3月 横浜市大都市自治研究会 第1次提言 http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/jitiken/	
<p>①特別自治市としての横浜市は、原則として、市域内を対象とした神奈川県の記事の全部を処理する一方で、市域内地方税(市・県税)のすべてを賦課徴収する。特別自治市創設は、広域自治体のうち横浜市域分と基礎自治体たる横浜市の統合に他ならない。</p> <p>②特別自治市創設は、市域内における広域自治体の議会機能の廃止を伴う。しかし、同時に、より身近な住民自治を実現するものとして、現行の行政区を単位に、区選出の市会議員による区議会の設置、または区長公選などにより、住民自治の制度的強化を行う。</p> <p>③現行の横浜市の区役所は、人口規模・役割機能・政策裁量が比較的大きい「大」区役所である。この大区役所を有する行政区を再編することなく、権限のあり方を見直し、住民自治を強化することによって、区機能強化を効果的に実現できる。</p> <p>横浜市を特別自治市に移行させることは、地域経済の活性化、行財政改革の推進、住民自治の強化、安定した子ども・高齢者対策の推進という、困難な命題を両立させる数少ない有望な施策の一つである。</p>	<p>住民自治の制度的強化 ＜住民自治機能の拡充 (例)＞ ○ 区選出の市会議員による区議会の設置、または区長公選など ○ 地域課題の解決や区政に関する意見聴取のための区民協議会の設置等</p>
H22年5月 新たな大都市制度創設の基本的な考え方 基本的方向性 横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/torikumi/date/100512honbun.pdf	
H21年1月 新たな大都市制度創設の提案 大都市制度研究会最終提案 http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/hokoku/saishu-hokoku/honbun.pdf	
<p>現行の指定都市制度が抱える様々な矛盾や制約を解消し、横浜市民による大都市自治を拡充する新たな大都市制度の確立が必要である。 開催期間 H19 6月—H21 1月</p>	
<p>＜指定都市制度の問題点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般市町村と同一の制度を適用 ○ 地方自治制度の中で、大都市の位置づけや役割が不明確 ○ 特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分 ○ 府県との間で生じている二重行政・二重監督の弊害 ○ 大都市の財政需要に見合った税財政制度の不存在 ○ 大規模自治体としての住民自治・参加機能が発揮しにくい ○ 指定要件が曖昧で、国の政策的判断に左右されやすい <p>(3) 市民の暮らしからのアプローチ</p> <p>新たな大都市制度は、市民ニーズを的確に捉え、大都市問題の自主的・総合的な解決に向けて有効に機能することにより、<u>市民の生活の質を高めていく上で役立つ仕組みとすべきである。</u>市民自治を基点にしながら、市民及び市民の暮らしにとって何が一番有用かという視点を持って、<u>大都市及び大都市を含む圏域の自治構造を制度設計していくことが必要である。</u>なお、道州制の導入に伴い、横浜が都市州、つまり道州の区域に包含されない道州同格の都市となることは、大都市の自立性の向上と国や道州の効率性が高まるという意味で有益である。ただし、その際には、広域的な調整や都市内分権、近隣道州とのバランスなどの課題をふまえた議論も必要である</p>	

自治構造を再構築していく必要がある。

そのためには、効率的で持続可能な大都市経営を目指す観点から行政区制度のメリットを保ちながら、不足している住民自治・参加機能を充実強化していく方向が望ましいと考える。ただし、区レベルの住民自治・参加機能を充実強化してもなお、平均して約20万人の区単位の地域運営では、**市内各地域の多様な状況に十分に対応することには限界**がある。したがって、区よりもさらに市民に身近な地域（地区）単位において、市民力の発揮により、地域課題を自主的に解決するための実効性のある協働の仕組みをつくっていくべきである。これらは、横浜市基本構想（長期ビジョン）において定める「市民との協働による『自治』と『経営』」を進めるための仕組みを具体化していくものである。

なお、革新的な仕組みを取り入れたとしても、自治の実体が伴わなければ容易に形骸化する。横浜の市民、行政の経験がベースとなった、**横浜らしい都市内分権**を目指すべきである。

また、地域運営に関心や知識を持たない市民でも参加しやすいよう、制度設計は極力シンプルにすべきであるとともに、現在行われている**地域の様々な取組等**が生きる**制度改革**となるべきである。

① 市民協働の強化と多様な市民参加

少子・高齢、人口減少社会における地域課題は、医療、福祉、教育、雇用、住宅、環境、交通など多分野にわたって存在し、その解決にあたっては、分野横断的に多様な主体が関わり、**市民生活を支える新しい公共を創造**していくことが求められる。人の面で「大量」「高密度」「多様」という大都市の特徴と、自治会町内会をはじめとして、NPOやボランティアなど市民活動が活発である横浜の利点を生かしつつ、これまで以上に市民との協働（市民間の協働、市民と行政の協働）を強めていく視点が重要である。また、**仕組みとしては、多様な層や属性の市民が参加しやすいような工夫がなされるべきである。**

加えて、大都市には多くの企業・事業所、教育機関等が集積しており、多くの人々が市外から流入している。したがって、在住者だけでなく、在勤・在学者や企業等の存在も重要な要素として考えるべきである。

② 地域レベルの住民自治の充実強化

横浜では、地形的要因や市街地の形成時期、駅への近接性などによって、地域ごとの人口動態や構造、市民生活やまちづくりの課題などは非常に多様である。区よりもさらに市民に身近な地域（地区）単位において、地域住民や地域の各種団体、屋間市民や企業市民など多様な主体により構成される自治組織が、課題を共有しながらその解決に向けて地域の合意を形成しつつ、協働して自主的に地域を運営できる仕組みづくりを進めるべきである。

なお、制度設計にあたっては、**多様な地域の実情に合わせた実効性の高い仕組み**とするとともに、**市民が自発的に地域運営に参加できるような工夫**が必要である。

また、地域レベルにつくる仕組みは、総合的な行政を行うための機関ではなく、市民の主体性を重視し、地域の多様性を許容できるよう、市民自らの選択により課題解決のための活動が行える仕組みであることが望ましい。

③ 行政区改革

現行の行政区制度よりも住民自治・参加機能を充実強化し、区を単位としながら、市民の声を身近な行政に一層反映させ、より市民満足度の高い地域運営を進めることができる仕組みにしてい

くべきである。
また、その前提として、これまで横浜市が積極的に推進してきた区への分権や区予算の拡充など区の機能強化の取組をさらに進めるとともに、区独自の政策推進のための政策形成機能や市民の地域運営を支援するための地域支援機能を強化していくべきである。

区は、区役所を総合的な行政の拠点として位置づけ、身近で総合的な行政サービスの提供、区単位の地域運営と危機管理、市民との協働推進、地域自治組織への支援などを担っていく。

あわせて、市（局）については、全市的・統一的に取り組むべき事項や大都市圏の経営、国や他

行政区制度のメリット



不足している住民自治・参加機能を充実強化

実効性のある協働の仕組み

横浜らしい都市内分権

市民生活を支える新しい公共を創造

地域レベルの住民自治の充実強化

多様な地域の実情に合わせた実効性の高い仕組み
市民が自発的に地域運営に参加できるような工夫

分権や区予算の拡充

自治体との連絡調整、国を越えた都市間連携、グローバルな都市間競争への対応などを重点的に担うこととし、その役割分担を見直すことにより、行政体制の肥大化を避け、行政運営全体の効率化を図るべきである。

④ 仕組みの実効性の確保と段階的導入

都市内分権の明確な制度化は必要であるが、地域の実態をふまえない性急な制度の導入は仕組みの形骸化を招く恐れがある。特に、市民が主体となって地域を運営していくためには、市民の自治・参加意識や市民による運営組織の力量などが課題となる。

横浜市では、市民主体の地域運営（エリア・マネジメント）のモデル事業を平成19年度から市内各所において順次実施している。この取組の実践と検証を通じて、市民の自治意識の醸成と地域運営能力の向上を図りながら、実効性の高い仕組みを模索し、地域の実態に合わせて段階的に広めていくことも有効であると考えられる。

実践と検証が必要

③ 大都市内部の自治構造 p25

大都市内部の自治構造は、大都市一区の2層構造を基本としながら、さらに、横浜市が目指す「市民との協働による『自治』と『経営』」の最も基礎となる仕組みとして、日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに地域自治組織※を置く。なお、都市内が多層となることから、大都市を包括する広域自治体は置かず、大都市の独立性を高める方向が望ましい。※現行地方自治法上の「地域自治区（制度）」を必ずしも意味しない。

ア. 区レベル＝住民自治・参加機能強化型の行政区制度

区は、市が定めた基本方針等に沿って、大都市における身近な住民サービスの提供や、市域を分けた区単位の危機管理と地域運営などの業務を、企画立案段階から担う。

大都市の一体性と行政の効率性を確保するため、法人格を有しない行政区として大都市の内部組織的な性格を維持するが、区に公選を中心とした議会的な区民の代表機関を設置し、区政を民主的にチェックする仕組みを設ける。その権能は、区政にかかる意見具申を基本とし、その他、区の予算及び事業執行などについて一定の同意権・監査請求権などを有する。これにより、住民自治・参加機能を充実強化するとともに、市から区への権限・財源のさらなる移譲を進める。

なお、新たに設置するこの代表機関は、誰もが参加しやすいことや住民の主体性を尊重すること、行政コストの過剰な肥大化を避けることから、ボランティア性を重視したものとする。将来的には、地域（地区）レベルの地域自治組織の意見が反映されるような構成となることが望ましい。

また、区の中心的な行政機関である区役所は、地方自治法上の「事務所」の位置づけを転換し、新たに区民との協働推進のパートナーという位置づけを明確化した上で、総合的な行政を推進する拠点的な機関として、区独自の政策推進のための政策形成機能や、市民主体の地域運営を支援するための地域支援機能の強化を図る。

加えて、大都市への分権の推進に伴い、区が所掌可能な事務の範囲も拡大するため、総合行政機関としての機能もさらに強化される。この場合の区長は、大都市行政の一体性・効率性を確保するとともに、市と区との政治的な対立による行政運営の停滞も避けるため、市長が任命することとする。ただし、区民の意思を反映させるため、代表機関の同意を要することとする。また、区の財源は、区が市の内部組織であるため、市の全体予算から配分されるが、区民の代表機関が予算の編成と執行をチェックすることにより、区政における民主性が担保されることから、区の事業規模や予算規模の拡大が可能となり、区がより自立的に地域運営を行えることになる。